

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。(2011年6月現在)

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務(国債証券等のディーリング業務・投資信託受益証券等の窓口販売業務・金融商品仲介業務・店頭デリバティブ取引等)であり、当行において投資信託のお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、普通預金口座に加え、投資信託口座等の開設が必要となります。
- 当行では、ご注文と同時にお客様の預金口座より申込金額等を引き落とします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

この契約の終了事由

当行の当契約に係る規定・約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がない場合
- お客様が当契約に係る規定・約款に違反した場合
- お客様が当契約に係る規定・約款の変更に同意されない場合
- やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

当行の概要

商号等	シティバンク銀行株式会社
本店所在地	〒140-8639 東京都品川区東品川2-3-14 シティグループセンター
加入協会	日本証券業協会(特別会員)、(社)金融先物取引業協会
認定投資者保護団体の有無	なし
資本金の額	1,231億円(2011年3月31日現在)
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務 (シティバンク銀行株式会社は、登録金融機関(関東財務局長(登金)第623号)です。)
業務開始	2007年7月1日(1902年10月 シティバンクの前身となるインターナショナル・バンキング・コーポレーション横浜支店を開設)
連絡先	当行支店・出張所、又はシティホン インベストメント(通話料無料) 0120-322-522(24時間365日受付)

[当行の苦情処理措置及び紛争解決措置]

一般社団法人 全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用	
一般社団法人 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室	電話番号 0570-017109または03-5252-3772
証券・金融商品あっせん相談センター連絡先	電話番号 0120-64-5005

投資信託の取引にかかる一般規約

シティバンク銀行株式会社（以下、「当行」といいます）と投資信託の取引を行う場合、預金口座取引一般規約に加えて、下記の条項を確認し同意したものととして取扱います。

本人確認等

- 第 1 条 本人確認のための証明書類、証明手続きは別途定める通りとします。
- 2 平成16年1月より適用の税制に関連して、新規口座開設時には住所氏名の告知と本人確認書類のご提示が必要です。口座開設後に住所氏名を変更する際にも、本人確認書類のご提示（郵送によるご提出を含みます）が必要です。本人確認書類のご提示が必要な場合で、本人確認書類による住所氏名の確認が出来ない場合には、将来の分配金や保有されている投資信託の解約・買戻をお断りすることがあり、投資信託の取得のお申込をお断りする場合があります。

反社会的勢力との取引拒絶

- 第 1 条 の 2 この投資信託の取引は、第15条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に行うことができ、第15条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの投資信託の取引をお断りするとともに、当該お客様との取引を制限もしくは停止できるものとします。

連名取引口座

- 第 2 条 連名取引口座の開設はできません。
- 米国人（米国民市民又は米国居住者）・グリーンカードホルダー
- 第 3 条 米国連邦税法上の米国人（米国民市民又は米国居住者）および米国グリーンカード保有者は投資信託口座の開設ができません。取引口座を開設された後、米国連邦税法上の米国人になった場合又はグリーンカードを取得した場合、当該投資信託口座の維持ができず保有投資信託の売却等が必要になる場合がありますので、遅滞なく本規約第11条により届け出てください。
- 米国連邦税法上の米国人になった場合新規の投資信託購入取引及びスイッチング取引を行うことができなくなり、投資信託口座が凍結される場合や保有投資信託の売却等が必要となる場合があります。また、米国連邦税法上の米国人として分配金を受取った場合や投資信託を売却した場合には米国歳入庁へ報告される場合もあります。

非居住者等

- 第 4 条 非居住者および当行への届出住所が日本国外のお客様は投資信託口座の開設を行うことができません。取引口座を開設された後、非居住者となったお客様及び日本国外に住所を変更されたお客様は、当行における投資信託購入取引及びスイッチング取引を行うことができなくなり、投資信託口座が凍結される場合があります。

日本証券業協会会員及び特別会員の役職員

- 第 5 条 当行と日本証券業協会協会員（特別会員を含む）の証券従業者との取引につきましては、公正慣習規則第8号の定めるところとしますが、取引口座を開設された後、当該協会員の証券従業員になられた方は、遅滞なく本規約第11条により届け出てください。

諸手数料

- 第 6 条 当行との投資信託の取引に関する、申込手数料、特定の投資信託間の乗換えにかかる外国為替手数料等は別途定める通りとします。

営業日

- 第 7 条 営業日とは日曜日及びその他政令で定められた休日（土曜日を含む）を除いた日とし、通常午後3時までとします。

取引報告書等

- 第 8 条 取引が成立した場合、当行より取引報告書が郵送されます。また、定期的にお取り引きの状況を記載した取引残高報告書を郵送いたします。取引報告書、取引残高報告書の記載内容に疑義のある場合は、速やかに当行支店または管理部門宛までお申し出ください。各帳票記載の期間内にお申し出がないときは、その内容につきご承認いただいたものとして取り扱わせていただきます。

取引の勧誘等

- 第 9 条 当行が証券取引の勧誘を行う場合において、当行はその投資信託の将来の利回りにつき責任を負うものではありません。

注文の執行等

- 第 10 条 お客様の当行に対する売買取引の種類、執行方法等については、当行の応じ得る範囲内で行います。
- 2 お客様の購入・解約は委託取引、買取・買戻は当行のお取引になります。
- 3 当行への注文は、当行が定めた時間内に行うものとします。また運用会社・代行協会員の判断により、受注を中止する場合があります。
- 4 最低購入単位は、当行の定めるところとします。
- 5 当行との投資信託売買等のご注文の際は、売買の種類、特定口座預かり、非特定口座預かりの別、銘柄、売り買いの別、数量、解約請求・買取請求の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示されなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。
- 6 証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、取引の受付を中止させていただく場合があります。
- 7 当行では、ご注文と同時にお客様の預金口座より申込金額を引き落とします。
- 8 当行が認める金融機関以外から本口座への投資信託の移管および本口座から当行が認める金融機関以外への投資信託の移管は取り扱わないものとします。

届出事項の変更

- 第 11 条 氏名、住所、電話番号、勤務先、印鑑等その他届出事項に変更があった場合またはある場合には、遅滞なく、当行所定の方法により変更手続きを行ってください。
- 2 前項の届出以前に生じた損害については、当行は何ら責任を負いません。

顧客情報の取扱い

- 第 12 条 当行との取引に関し、当行は、顧客情報を当行の本支店、関連会社、代理人、その他の第三者（海外を含む）に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続きその他の法的手続又は規制当局により、顧客情報の提出を要求された場合は、その要求に従うことができるものとします。

各種約款、約諾書等

- 第 13 条 当行に口座を開設する際、「保護預り規程」を交付しますので、内容を確認してください。

- 2 外国証券取引口座を設定される場合は、「外国証券取引口座約款」の内容を確認してください。

- 3 その他、商品又は取引の種類によって約款が交付されるもの、約諾書の提出が必要なものがあります。必ずそれらの内容を確認してください。

- 4 本規約の各条項と個別の約款等との条項に関して相違が生じた場合には、個別の約款等の条項が優先するものとします。

清算・解除

- 第 14 条 投資信託の購入または申込代金等が所定の日時までに入金されなかった場合は、当行は当該投資信託を当該日時の翌日以降、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、当行の任意の方法・任意の時期にて、お客様の計算により処分することがあります。

解約等

第 15 条

- 1 本口座は、次の各号のいずれかに該当した場合は、解約されます。
- ① お客様が口座解約を申し出たとき
 - ② 当行に有する預金口座が解約されたとき
 - ③ お客様が本口座に係る届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明した場合
 - ④ お客様が本規定（預金取引に係る規定も含む）のいずれかの事項に違反した場合、および所定の期日までに必要な手数料をお支払されない場合
 - ⑤ 当行が本口座でのサービスの提供の中止を申し出た場合
 - ⑥ 上記以外の場合でも、当行が当行の裁量により、本取引を解約すべきと判断した場合

- 2 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は投資信託に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの投資信託に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。

- ① お客様が預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客様が、次のいずれかに該当したこと（過去に該当した場合を含む。）が判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号の関係者等またはその他これらに準ずる者
- ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準じる行為

免責事項等

- 第 16 条 次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。
- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手續等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
 - ② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
 - ③ 当行所定の書類に押印した印影又は署名と届出の印鑑又は署名とが相違ないものと当行が認めて、寄託した証券の返還その他の処理が行われることにより生じた損害
- 2 当行が第15条第2項により投資信託取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。

準拠法及び管轄裁判所

- 第 17 条 当行との取引には、日本の法令諸規則を適用します。
- 2 当行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

規約の変更

- 第 18 条 当行は、この規約の内容が変更される場合は、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがない時は、ご同意いただいたものとして取り扱います。

付 則

- 第 1 条 この規約は、2010年8月31日から施行する。